

入間市こども計画（素案）に対して寄せられた意見等の概要と市の考え方

入間市では、令和6年11月27日（水）から令和6年12月26日（木）までの期間で「入間市こども計画（素案）」に関して「パブリックコメント」を実施しました。その結果、16人の方から118件のご意見等が寄せられました。寄せられた意見等の概要（内容が重複するものはまとめて記載）と、それに対する市の考え方は、下記のとおりです。

なお、ご意見等のうち、こども計画よりも他の行政計画と関係が深いものについては庁内で共有するものとし、こども計画そのものではなく個別の事業等に関するものについては、貴重なご意見として今後の参考にするものとしています。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
第1章			
1	1ページ 1 計画策定の趣旨	こどもを権利の主体としての認識した上と書いてあるので、共に社会を作る一員としてと入れてほしい。	意見聴取が社会の一員としての主体性を高めることにつながることは、5ページに記載しています。
2	2ページ 2 計画の位置づけ	「入間市こども計画」は以下の「こども計画」から構成されている。 1. 子ども・子育て支援事業計画 2. 次世代育成支援行動計画 3. 母子父子自立促進計画 4. こどもの貧困の解消に向けた対策計画 5. 子ども・若者育成支援計画 6. 母子保健を含む育成医療等に関する計画 それであれば、子ども・子育て支援事業計画以外にも章立てを作り、掲載するべきである。	入間市こども計画の施策について、第5章で示されている事業も含めて具体的な内容は第4章で示しています。しかしながら子ども・子育て支援事業計画は量の見込みと提供体制の確保の内容を記載する必要があり、第4章の施策の指標と混同しないように、章立てを分けました。
3	3ページ 5 計画の策定体制	対面でのヒアリングの具体的な内容を記載してはどうか。	6ページに記載されているヒアリングの内容については、後日、市公式ホームページに掲載する予定です。
4	4ページ こども基本法とこどもの権利条約	こどもの権利条約の趣旨はこどもを「大人から守られる存在」とみなす考え方から、「ひとりの人として人権を持っている権利の主体」という考え方へ移行する「子ども観の転換」である。	現在の説明でも児童の権利に関する条約の説明として問題ないことから、修正しません。
5	4、5ページ こども基本法とこどもの権利条約	芸術文化体験について、体験格差も問題であるため記載してほしい。また、市民文化団体との連携も必要である。	芸術などの文化体験については、事業番号23「多様な体験・交流活動の推進」に位置づけられています。
6	5ページ こどもの意見表明権と意見聴取（案）	「こどもが自由に意見を表明できるようになるためには、意見形成への支援や安心・安全に意見を表明できる環境が重要です」と明記されており、その考えに同意する。しかしながら、こどもが自由に意見を表明するためには、こどもはある程度の自立性を備えてなければなりません。自由に意見を表明できるこどもを育てるための施策を示してほしい。	5ページのとおり、こどもの意見形成や意見表明に関する効果的な取組について検討を進めていきます。
7	5ページ こどもの意見表明権と意見聴取（案）	意見表明権は乳幼児にも適用されます。こどもの権利条約における意見はオピニオンでなく、viewである。	国のこども大綱でも同様の考え方は示されています。5ページに記載しているとおり、入間市でもこどもの意見表明に関する効果的な取組について検討を進めていきます。
8	5ページ こどもの意見表明権と意見聴取（案） 26ページ こどもの居場所づくり・遊び場づくり	こどもの声を聴くためには、意見を誘導しないようにするなど適切に対応する必要がある。入間市の教職員等には、そのスキルが備わっているのか。	こどもの意見聴取に関する職員の理解や意識等を含めて、5ページに記載のとおり、引き続き研究していきます。
9	6ページ 実際にやってみたこどもの意見聴取の取組	NPO法人AIKURU AIKURU FREE BASEのヒアリングでも「居場所」について実施しなかったのはなぜか。今後は、当事者の意見が反映される仕組みを作してほしい。	貴重な機会であり、様々なテーマについて意見を聴く必要があったことから、こどもの年齢等を考慮してテーマを設定しました。
10	6、7ページ 実際にやってみたこどもの意見聴取の取組	意見聴取の結果を掲載してはどうか。	6ページに記載されているヒアリングの内容については、後日、市公式ホームページに掲載する予定です。
第2章			
11	8～11ページ 第2章 子ども家庭を取り巻く状況	以下のグラフを追加した方が状況が把握しやすく分析もしやすいのではないかと。 1. 男女未婚率推移 2. 平均初出産年齢推移(職業別) 3. 離婚件数推移(女性年代別) 4. 早産流産率 等	当該ページでは、施策全般に関わる内容を記載しており、母子保健等、特定の分野についてのデータは掲載しておりません。
12	10ページ (6)将来児童数の推計	人口流入を促すためには、学力の壁を取り除く必要があり、小学校の学力のレベルを全国平均まで引き上げる必要がある。	貴重な意見として庁内で共有します。
13	13ページ (2) 地域子ども・子育て支援事業 評価結果	地域子ども・子育て支援事業の評価結果について、令和5年度に評価が下がったものがある。原因の分析がされ、素案では改善されているのか。また、図や表には番号を付けてほしい。	毎年、点検・評価を行いながら、改善を図る等、次につなげています。市公式ホームページでも公開していますので、詳細はそちらをご覧ください。 (市公式ホームページのURL) https://www.city.iruma.saitama.jp/gyosei_joho/10/15/7077.html 図や表については、タイトルや説明文の近くに配置されていることから、番号は付けません。
第3章			
14	15ページ 1 基本理念	基本理念には、「全ての家庭において、子育ての第一義的責任を持つ保護者が、必要な支援を受け、こどもを生み育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てができることが必要です。」との記載がある。そのため、「こどもを生み育てる喜びと楽しさを感じている保護者(親)の割合」を指標とするべきである。	子育て支援を総括した指標として、「地域の子育ての環境や支援への満足度」を設定しています。
第4章			
15	18ページ 1 I こどものライフステージに応じた支援	アルビノの特性のあるこどもへの対応はどのようにしているのか。アルビノの特性のあるこどもに対しては、産まれたときから就職までのライフステージに応じた支援を検討する必要がある。	配慮が必要なほかのこどもと同様に、こどもや家庭の考えを尊重しながら対応します。
16	19ページ 施策の方向性 (1) 「妊娠期からの切れ目ない支援」	里帰り出産に関する支援は検討しているのか。	入間市に住民票のある方への支援が原則となりますが、里帰り出産の方へ寄り添った対応ができるよう努めています。
17	19ページ 施策の方向性 (1) 「妊娠期からの切れ目ない支援」 20ページ 施策の方向性 (2) 「発育・発達等の早期発見・早期支援」	「発達障がいという言葉の認知の高まりとともに支援ニーズも高まっています。全てのこどもや子育て家庭が子育てしやすい柔軟な地域社会が求められています。心身の発達に支援が必要なこどもを早期に発見し、日常生活の場や、専門的な機関での適切な支援につながるよう環境を整えます。」の記載がある。早期発見の方法のひとつとして出生前診断があるが、その相談窓口やサポート体制はあるのか。	母子保健担当窓口では、妊娠届出・母子健康手帳の発行業務を行っているため、妊娠期から妊婦健康診査の受診状況を確認し、生活面での心配がある妊婦には家庭訪問等を行い、必要に応じて医療機関と連携をしながら相談支援を行っています。出生後は家庭訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて、心身の発達に支援が必要なこどもの早期発見に努めています。
18	20ページ 施策の方向性 (2) 「発育・発達等の早期発見・早期支援」	発育・発達等の早期発見・早期支援について、地域子育て支援拠点や居場所などでも実施し、行政の窓口へとつないでいる。具体的な取組の中に、身近な場所での「支援や援助の必要な親子に対する支援の充実」を入れてほしい。	児童発達支援センター「ういず」を中核とした、地域における発達支援についての詳細は、第2期児童発達支援センター事業計画で記載する予定です。
19	22ページ 事業番号10「幼児教育・保育の提供体制」	板橋区、足立区、調布市は、保育園探しから入園までの手続きがオンラインで完結する「保活ワンストップサービス」を、令和6年10月31日から開始している。素案には、保活支援に関しての計画が見えない。	申請の簡略化については、57ページで言及しています。また、LINEで保育施設等の申込の一部をできるようにする等、適宜オンライン化を進めています。
20	25ページ 施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」	施策の指標が学童保育室に関するものだけでは、こどもにとって必要な居場所を「学童保育室」と考えているように捉えられる。文中には「全てのこども」にと書かれているが、このままでは、学童保育室の充実は、こどもの居場所の充実と市が考えているように思える。	国では、現在、こどもの居場所づくりに関する評価及び検証についての調査研究を行っています。そのため、多くの子育て世帯からニーズがある「入所を希望するこどもが学童保育室に入所できた割合」のみを指標としていますが、今後も国の動向を注視してまいります。
21	25ページ 施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」	学童保育室だけでは、全てのこどもの居場所のニーズを満たすことはできない。	施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」は、事業番号18「学童保育室（放課後児童健全育成事業）」のみで構成されているのではなく、25～28ページに記載されている具体的な取組から構成されています。
22	25ページ 施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」	プレーパークやユースセンターの内容を入れてみてはどうか。	貴重な意見として承ります。
23	25ページ 施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」	国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえると、学童保育室の特性上、本人の意思で入れるものでなく、全てのこどもが対象でない時点で施策の方向性 (5) 「こどもの居場所づくりの推進」に位置づけるのは不適切だと考える。また、埼玉県こども計画のようにライフステージを通した支援に位置づけるべきではないかと。	国のこども大綱では、「学童期・思春期」に「居場所づくり」が位置づけられ、放課後児童クラブ（学童保育室）の内容についても含まれています。そのため、入間市こども計画でもこどものライフステージに応じた支援に位置づけました。
24	25、38ページ 事業番号18「学童保育室（放課後児童健全育成事業）」	運営の効率化と保育の質の向上について具体的な取組では記載が必要なのではないかと。	今後、具体的に検討していくことから、今はこのような記述にしています。
25	25ページ 事業番号18「学童保育室（放課後児童健全育成事業）」 事業番号19「放課後子ども教室の充実」	令和6年2月に発行している入間市子ども・若者未来応援プラン 令和4年度分点検・評価報告書によると「学童保育室と放課後子ども教室を含む放課後全体の対策として、今後、両サービスの一体化を図ることにより、新たな子どもたちの居場所づくりの一方策として検討し、展開していく。」とあるが、計画策定にあたってはどのように検討したのか。	事業番号19「放課後子ども教室の充実」において、「学童保育室に通うこどもも含めて、希望する全てのこどもが参加できるように、校内交流型や連携型として事業に取り組みます。」としています。
26	25ページ 事業番号19「放課後子ども教室の充実」	施策の方向性(9)「地域における子育て支援、仕事と子育ての両立の推進」にある学童保育室を施策の方向性(5)「こどもの居場所づくり推進」に入れる必要はない。現状を踏まえ、国のこどもの居場所づくりに関する指針の中の「こどもの主体性を大切にす」場とするのは適切ではないからである。	国のこどもの居場所部会で審議されている放課後児童クラブ運営指針（改正案）では、学童保育室（放課後児童クラブ）でのこどもの主体的な遊びや生活について記載されているため、引き続き施策の方向性 (5) こどもの居場所づくりの推進に位置づけます。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
27	25ページ 事業番号19「放課後子ども教室の充実」	「全ての小学校区において、余裕教室等を活用して、子どもたちにとって安全で安心な放課後等の活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちに多様な学習、体験及び交流活動の機会を提供します。」との記載がある。統廃合を進めると通学距離が長くなることもがいるため、気軽に利用できないのではないのか。また、統廃合を進めるにあたって、放課後子ども教室のための教室を設けることは検討しているのか。	学校整備の際には、放課後子ども教室の活動場所も配慮した整備となるよう、教育委員会と協議してまいります。
28	25ページ 事業番号19「放課後子ども教室の充実」	申込制、迎えなどの条件があるが、放課後子ども教室が国の指針の「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、子どもとともにつくる居場所」としての具体的な内容を記載する必要があるのではないのか。	国のこどもの居場所づくりに関する指針の理念等を踏まえる必要はありますが、事業の実施方法は個々の事業によるものと考えています。
29	25ページ 事業番号19「学童保育室（放課後児童健全育成事業）」 事業番号20「放課後子ども教室の充実」 39ページ 事業番号64「ワーク・ライフ・バランスの推進」	労働時間や通勤時間が長い日本の現状では、延長保育に助けられている親も多い。一方、小学校に上がると1年生の登校時間は8時～8時30分、下校時間は14～15時が一般的で、小学校に預けられる時間が6～7時間と大幅に短くなる。そのため、学童保育室や放課後子ども教室の閉室時間については、ニーズを十分調査して決めてほしい。	保育を目的としている学童保育室では、多くの保育園と同様に、学校休業日を含めて19時までの延長保育を行っています。
30	25ページ 事業番号20「地域における居場所づくりの推進」	市民団体との「連携」、居場所づくりの「推進」をどのように取り組むのか不明である。	26、27ページの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」に記載しています。
31	25ページ 事業番号20「地域における居場所づくりの推進」	持続可能な居場所づくりのためには、金銭面から支援して、その後、広報などの支援をするべきである。	こどもの居場所に対する国・県の補助制度が未成熟である現状や、市民団体等の自主性を尊重する観点から、現時点で計画に経済的支援等について記載する考えはありません。ただし、今後も国・県の補助金制度等には十分留意し、柔軟に対応します。
32	25ページ 事業番号20「地域における居場所づくりの推進」	国のこどもの居場所づくりに関する指針の中で、推進体制について福祉部門と教育部門との連携とある。事業番号20「地域における居場所づくりの推進」の所管課が青少年課では福祉部門との連携はとれるのか。	貴重な意見として承ります。
33	25ページ 事業番号20「地域における居場所づくりの推進」	現在、居場所づくり推進に関わる市の施策として『入間市こどもの居場所運営事業』が挙げられるが、現在運用方法では十分な支援には到底繋がらないと思います。理由は以下の点です。 ①募集数を増やすこと ②委託料を多くの団体を支援できるよう減額し分配すること ③市が保有する公共施設や公園などの予約が優先的に行えるようにすること（回数や部屋数については規模により相談が必要） ④市が保有する備品などの貸し出しを優先的に行えるようにすること ⑤広報活動について、市として何ができるかを明確にすること	貴重な意見として承ります。
34	25ページ 事業番号20「地域における居場所づくりの推進」	市民団体等との連携とあるが情報共有だけでなく活動についても連携するべきである。居場所を増やすのも重要であるが、活動中の市民団体等の支援などから始めるべきである。	居場所の立ち上げや活動中の団体への支援については、27ページに記載しています。
35	26ページ いるまの「こどもの居場所づくり、遊び場づくり」のいま	・入間市には、「市民団体等が主体となり」の部分は「主体となり」を取って「市民団体や市民が入るまの」にしてほしい。「主体となり」では主体者以外にも実践者や運営者がいるように読み取れる。 ・市が主体となって全市的もしくは特別なニーズのために行う取組は、どのような取組なのか。	市ではなく、市民団体等が中心となって居場所づくりを行っているを読み取れることから、修正しません。 全市的なものとしては児童センターや、特別なニーズのためのものとしてはひとり親家庭等の子どもへの学習支援などが挙げられます。
36	26ページ いるまの「こどもの居場所づくり、遊び場づくり」のいま	市民団体等の活動や市の取組を具体的に掲載してはどうか。	貴重な意見として承ります。
37	26ページ 市が行うこどもの居場所づくり・遊び場づくりやそこへつながる取組を紹介します	市民スタッフとは、どのような人を指すのか。	青少年活動センターにおける市民団体との協働の事業であることから、「市民スタッフ等」としましたが、「市民の皆さん」に修正します。
38	27ページ こどもの居場所づくり・遊び場づくり	学校に行かない選択をした子どもや若者に対する居場所のことが書かれていないのはなぜか？	不登校対策については、事業番号27「不登校・いじめ・自殺対策」で記載しています。
39	27ページ 「こども食堂ネットワークいるま」の囲み	こども食堂ネットワークいるまからの意見として、当団体の説明を次の内容に変更してほしい。 「平成30年2月に設立された「こども食堂ネットワークいるま」は、有志の市民で構成された民間団体です。市社会福祉協議会を事務局としています。」 また、現在の加入団体数は、27団体38居場所である。	ご意見を踏まえて、修正します。
40	27ページ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のこれから	優れた取り組みを持続可能なものにするためには、公的支援は不可欠であるため、文中にも「公的支援」の文言を入れてほしい。 「市の主な支援や取組を国が指針で掲げる『4つの視点』で整理しました」に記載されていることは、新しいことはほとんどないように読み取れる。市がどんなビジョンを持ってこの先の5年間取り組むのかが分かるような文章を期待する。 また、行政でなければ実施できない取組とは、どのような取組を指しているのか。	27ページについて、市が行う支援は公的支援であることから、「公的支援」という言葉は入れません。 貴重な意見として承ります。 また、行政でなければ実施できない取組は、全市的もしくは特別なニーズのための取組です。
41	27ページ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のこれから	こどもの声を聴くことためには、まずは現場の困っている点などを改善する必要があるのではないのか。	貴重な意見として承ります。
42	27ページ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のこれから	こども食堂ネットワークいるまの活動と市が取り組んでいることが市民に正しく理解していただけない可能性がある。	27ページ上部にこども食堂ネットワークいるまの説明があるため、民間の取組であることは理解できると考えています。
43	27ページ いるまの「こどもの居場所づくり・遊び場づくり」のこれから	こども自身の居場所づくり等への参画も大事であるが、それ以上に市からの金銭や人材の支援の方が持続可能性のためには必要である。	国のこどもの居場所づくりに関する指針では、人的・物的・経済的支援に関する中間支援組織の重要性が記載されています。入間市では、入間市社会福祉協議会を事務局としたこども食堂ネットワークいるまがあります。
44	28ページ 事業番号23「多様な体験・交流活動の推進」	「こども・若者の社会性や主体性を育み、自立を支援するために、多様な学びや体験の機会を提供します。また、市民と協働しながら、芸術やスポーツ、地域の歴史、国際交流等、多様な文化を体験するきっかけを作り、地域の様々な人たちと交流する機会を提供します。」との記載があり、賛成である。しかしながら、参加したくても参加できない子どもがいると格差につながるため、学校や学年ごとに参加できるものにしてほしい。現実には市が費用を負担して、多数の職業の疑似体験ができるキッズニアなどの施設を小学校学年単位で利用している小学校も非常に多い。こども(特に幼稚園児や小学生)の主体性を育むには非常に有効であるのでキッズニアなどの疑似職業体験施設の利用も検討し、予算化してほしい。	家庭の状況による体験格差の問題は認識しております。そのため、子どもが参加しやすいよう配慮しながら事業を進めていきます。また、職業体験に関する内容は、事業番号38「中学生社会体験チャレンジ事業」に記載しています。
45	28ページ 事業番号23「多様な体験・交流活動の推進」	自然体験が子ども達に及ぼす影響の大きさについては多くの研究で報告されている事実である。ここにも自然体験を入れてほしい。	多様な体験の中には、自然体験のほか、社会体験や生活体験等が含まれていると考えています。
46	29ページ 施策の方向性（6）「困難な状況に応じた支援、配慮が必要な子どもへの支援」	「自分の将来は明るいと思うこどもの割合」について、現状値と目標値が同じ数値であるが、その根拠を教えてください。	69ページの下部に「※ 指標について、国が目標値を定めている場合は国の目標値を参考にし、既に達成されている場合は現状維持として現状値と同じ数値を目標値としています。」と記載しています。
47	29ページ 事業番号27「不登校・いじめ・自殺対策」	不登校対策について、休みが多くなると授業についていけない不安でより学校に行きづらくなる。そのため、休んでも次の授業に影響が少ないように授業の進め方を考える必要がある。 いじめ対策について、特に小学校では「自分にされたいいやなことは他人にしない」ことを繰り返しホームルームで話すことが重要である。また、こどもの安全確認として防犯カメラを設置することは、いじめ対策として有効である。	貴重な意見として庁内で共有します。
48	30ページ 事業番号30「障がいのあるこども・若者の支援」	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、障害児相談支援について高次脳機能障害支援体制加算が新規に位置づけられたことを反映させた計画にしてほしい。	貴重な意見として庁内で共有します。
49	30ページ 事業番号32「青少年の相談体制の充実」	市が、居場所がこどもの相談先となるような支援をし、相談先を増やすのはどうか。パンフレットを配ったとしても、身近な場所に相談先がなければ支援につながらない。	貴重な意見として承ります。
50	31ページ 施策の方向性（7）「社会的自立・自己形成に向けた支援」	幼稚園～高校(大学)までの非常に長い期間、同じ年齢の人間と先生だけ、しかも一年間変わらない極めて特殊な世界で過ごしている。しかし、卒業後の社会では、上下関係のある中で幅広い年齢の人と関わる必要がある。そのため、言葉使いや電話のかけかた等の訓練支援が必要ではないであろうか。	貴重な意見として庁内で共有します。
51	32、47ページ 事業番号45「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援」	性の中性化に関する正しい知識を子どもを望む若者（高校生以下）に伝えてほしい。	事業番号39「次代の親の育成事業」や98「思春期の保健対策」を通じて、子どもが性や妊娠に関する正しい知識を得られるよう支援します。
52	32ページ 事業番号44「こども・若者がまちづくりに参画する機会の充実」	意見表明しやすい環境や意見の反映はどのように取り組むのか。	5ページのとおりの、こどもの意見形成や意見表明に関する効果的な取組について検討を進めていきます。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
53	32ページ 事業番号45「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援」	先天的な性別不合と後天的な性的指向では問題点も異なり、それらを分けて対策を検討するべきである。	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」において、その双方への国民の理解の増進や寛容な社会の実現が目的とされています。
54	32ページ 事業番号45「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援」	先天性副腎過形成症、混合性性腺異形成症、卵巣異性性分化疾患などのこどもの関わり方について、小・中学校でのガイダンスはあるのか。当事者や周りのこどもへの伝え方等のマニュアルが必要である。	貴重な意見として庁内で共有します。
55	32ページ 事業番号45「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に対する理解促進と支援」	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解と認識を深める」と明記されている。そこで「性的指向」をどう定義するかが重要である。「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。」と本案で明確に定義すべきである。	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されているため、本計画も当法律に準ずるものと理解しています。
56	33、34ページ 施策の方向性（8）「健やかな成長のための支援体制」	eスポーツの奨励にあわせて、インターネット等の依存防止も行う必要がある。学級崩壊についても対策を示す必要がある。自覚せずに「いじめ」や犯罪に加担しないように、「教唆」「共犯」「幫助」などについて、こどもに教えるべきである。	インターネットの利用等については、情報モラル教育を行うものとしています。貴重な意見として庁内で共有します。
57	34ページ 事業番号30「地域安全活動・被害者支援の推進」	事業の異なる二つの内容を一つの事業にすると計画の点検、評価がしにくく、内容が可視化できないのではないか。	犯罪の未然防止とその後の対応は関係が深いことから、一つの事業にまとめました。
58	36ページ 2 Ⅱ子育て家庭への支援	ダブルケアラーについても実態を把握し、施策を定める必要がある。	ダブルケアラーなど、複雑化・複合化した相談に対応するために、総合相談支援室と地区センターの福祉総合相談窓口を設置して、包括的な相談支援を行っています。
59	39ページ 事業番号64「ワーク ライフ バランスの推進」	子育て中の主婦はパートで働く場合が多いが、パートは低賃金で雇用も不安定である。企業に「ハーフタイム正社員」としての雇用を認めるように働きかけ、主婦が働くことに喜びを感じられるようにしてほしい。	貴重な意見として庁内で共有します。
60	40ページ 施策の方向性（10）「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」	鹿部町では、子育て負担が実質ゼロになるようなロングランの行政支援を行っている。また、多古町では大学生まで医療費を無償としている。入間市もこのレベルの支援を行ってほしい。	貴重な意見として承ります。
61	45ページ 事業番号84「里親への支援」	里親支援について、より具体的に示す必要がある。	里親制度は、県が里親に養育を委託する制度です。埼玉県社会的養育推進計画を中心に、入間市も里親を支援します。
62	46ページ 事業番号86「障がい児支援の確保とサービスの充実」	次期の障害児福祉計画で強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施してほしい。	貴重な意見として庁内で共有します。
第5章			
63	57ページ 特定教育・保育施設等について	「3号認定の保育ニーズの高まり等による待機児童対策に向けて、必要に応じた定員数を確保するために保育施設の整備を図るとともに、老朽化した施設の保育環境の改善にも努めていきます。」と明記されている。しかしながら保育定員数を増やすだけでなく、多様な働き方に対応するために駅近くの保育施設の拡充、保育時間の拡大など、ニーズを把握・分析し、保育施設の整備や保育士の確保を図るべきである。	22ページのとおり、多様な働き方等による保育ニーズにも対応する必要があると認識しています。多様な働き方等による保育ニーズへの対応の必要性については、22ページに記載しています。
64	58ページ 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容	実施予定はありませんと載せる必要があるのか。児童育成支援拠点については国でも必要とみなし、補助金を出している事業なので、今後5年間の間に入間市の状況が変わった時に、実施予定はないと載せることで、取り組みなくなるリスクがあるのではないかと。	子ども・子育て支援事業計画について、大きな変更が必要となった場合には、計画の中間年を目安として見直すことができるようにしています。
65	63ページ (7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	表に出張ひろばの数字があった方が、今後の状況が分かりやすいのではないかと。	常設の数を分かりやすくするために、出張ひろばの数は表には入れないことにしました。そのため、表の下部で補足説明を行っています。
第6章			
66	67ページ 1 指標と進行管理体制	「指標について、国が目標値を定めている場合は国の目標値を参考にし、既に達成されている場合は現状維持として現状値と同じ数値を目標値としています。」との説明もある。しかしながら、既に国が定めた目標値を達成されているものに対しては、入間市としての目標値を定めるべきである。	今回、初めて指標として設定するものも多く、客観的な目標値の設定が難しいことから、国の目標値を参考にしています。
67	69ページ (2) 施策の指標	施策の方向性（12）の指標について、家庭だけでなく、学校施設等における数値も施策の指標にするべきである。	指標について、基本的には、国の指標や市の関連する計画の指標と整合を図りながら設定しています。
68	70ページ (3) 子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画は、今回のこども計画の計画期間が終わっても、恒久的に持続される必要がある。事業が継続される根拠を示してほしい。	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法にのっとって5年を1期とした計画です。そのため、法律が改正されない限り、令和12年度以降も子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。
その他			
69	ご意見	小学生の放課後の過ごし方を調査・分析した上で、計画を検討するべきである。	貴重な意見として承ります。
70	ご意見	国の自治体こども計画策定のためのガイドラインについて、計画書内で触れてほしい。	自治体こども計画は、当ガイドラインではなく、国のこども大綱を勘案するものであるため、特に記載しておりません。
71	ご意見	入間市特有の課題に関する施策を明記し、それ以外は他の自治体の計画の優れた内容を合わせることで策定作業の効率化が図れる。	貴重な意見として承ります。
72	ご意見	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の内容及び入間市としての対応について触れるべきである。	国は当法律の円滑な施行及び運用に向けて（施行期限：令和8年12月25日）、論点を整理しながら関係省庁と検討を行っているところです。このことから、本計画で触れることは難しいですが、本市としても適切な対応をとるために、国の動向を注視してまいります。
73	ご意見	計画を進めていくにあたり、人材や予算の確保について明記する必要がある。	本計画は、入間市総合計画の個別計画に位置づけられます。そのため、入間市総合計画に基づいて事業や組織の最適化を図りながら、本計画の施策を進めてまいります。
74	ご意見	多胎児支援について示されていない。また、避難所におけるこどもの居場所づくりについて示されていない。	多胎児のいる保護者への配慮は、ファミリー・サポート・センター事業等、事業の中で柔軟に対応しています。貴重な意見として庁内で共有します。
75	ご意見	戸籍がないこどもの把握や支援はどのように行っているのか。	母子保健事業やこども家庭相談等を通じて把握した場合には、国の通知に基づき、居住実態の把握等の上、支援します。
76	ご意見	21ページには「(4) 幼児教育・保育の質の向上」が記載されているが、「学童期教育の質の向上」に触れていない。近年全国の公立小学校でも始められた英語教育に関して、こどもが誇れる入間市特有の教育施策を検討してほしい。	貴重な意見として庁内で共有します。
77	ご意見	保育所や幼稚園、小・中学校等においても、モンsterペアレント・クレマーペアレント対策を盛り込む必要がある。	貴重な意見として庁内で共有します。
78	ご意見	保育所や幼稚園、小学校において、どのようにすれば「遊びや学習」の場でこどもに「わくわく」を与えられるのか検討する担当を市役所内こども支援課に設ける必要がある。	貴重な意見として庁内で共有します。
79	ご意見	少子化にあわせて小学校と中学校を合体させ、小中一貫教育校とし、小学1年生から中学3年生までの9年間、少人数学級で一人ひとりに応じた切れ目のない、きめ細やかな学びを提供してはどうか。それにより、小学校から中学校への円滑な接続が図れ、効率的な教育が可能となり、こどもの心理的負担をできる。	貴重な意見として庁内で共有します。
80	ご意見	市立の小・中学校のこどもに有給休暇を設定してはどうか。こどもにも理由を知られたくないけど休みたい時があるはずである。現実では、休むためには嘘をつくしかなく、その結果、こどもの精神を蝕むことになる。	貴重な意見として庁内で共有します。
81	ご意見	日本弁護士連合会によると、学校の内申書は、内容が教師によって一方的に作成され、当該こどもや父母が知ることができないという現実と、その内容が進学の可否に影響をあたえるということから、子どもの心理を抑制し、微細すぎる「きまり」にも従順な子どもをつくり出す機能を果たしているとのこと。内申書は公平・正当・透明性を保ち、かつこどもの個性を正確に見極められたものとする施策が重要である。	貴重な意見として庁内で共有します。
82	ご意見	今回の計画も総花的である。目標値と大きく離離れたものの優先順位を高くし、それに特化して施策・予算・マンパワーを重点的に行うべきではないかと。	貴重な意見として承ります。
83	ご意見	日本中の自治体が「こども計画」を策定しているが、入間市の関連部署担当者はこれらの全てに目を通したのか。他の自治体のこども計画が策定した施策のうち、入間市でも採り入れたいものはあるのか。	こども計画はこども大綱の公表後に策定する必要があることから、ほとんどの自治体で計画策定が完了していませんが、近隣市や自治体こども計画策定のためのガイドラインの事例の市町村等の骨子案や素案について、公表されている情報は適宜確認しています。
84	ご意見	素案では、各事業の詳細がわからない。各事業の進捗状態をインターネットで見えるようにしてほしい。	事業内容は第4章に掲載しています。また、現計画である入間市子ども・若者未来応援プランと同様に、子ども・子育て支援事業計画の点検・評価を公表していく予定です。
85	ご意見	保護者はこどもの叱り方に苦勞していると思うため、年齢に応じたシチュエーションごとの叱り方のマニュアルを作成してほしい。	貴重な意見として承ります。
86	ご意見	事業をより具体的に記載するべきである。また、こどもへのヒアリングで何を聞き、どんな考えなのか記載するべきである。	ヒアリングの内容については、後日、市公式ホームページに掲載する予定です。

No.	箇所	意見等の概要	市の考え方（対応）
87	ご意見	公教育のことが明記されていないのはなぜか？	事業番号36「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」など、公教育に関する内容も掲載しています。
88	ご意見	計画書であるため、コラムは不要ではないか。	計画の内容を分かりやすくするために掲載しています。
89	ご意見	計画策定にあたって行ったアンケートの詳細を掲載するべきである。	資料編で掲載する予定です。
90	ご意見	子ども施策に関する重要事項の間で事業が重複している。事業が重なるのであれば、施策を分ける必要はないのではないか。	市の子ども施策を分かりやすく市民に伝えるために、ライフステージに分けて施策を掲載するなどの工夫をしました。その結果、再掲が増えたことは、今後の検討課題です。
91	ご意見	・子どもの意見を反映する仕組みの充実 子どもたちが直接意見を出し合える場やアンケートの実施、学校でのワークショップなどを設け、計画策定や評価に子どもの意見を反映する仕組みを強化してほしい。 ・デジタル技術の活用による子育て支援の向上 子育てに関する情報を一元化したアプリの開発、オンライン相談窓口の設置、AIを活用した育児アドバイス提供など、デジタル技術を活用した施策を計画に取り入れることで、より多くの市民が便利に利用できる支援体制が構築され则认为る。 ・多文化共生の視点を取り入れた施策の推進 外国籍の家庭や言語の壁を持つ家庭にも対応できる子育て支援施策（多言語対応の案内、通訳サービスの提供、異文化交流イベントの開催など）を充実させてほしい。これにより、全ての家庭が安心して子育てができる環境を提供できると考える。 ・遊び場・自然環境の整備と利用促進 自然体験プログラムの実施や安全で自由に遊べる公園の整備、地域住民が主体となる自然環境を活用した子ども向けイベントの開催などを盛り込むことを提案する。これにより、子どもたちが自然と触れ合う機会が増えると期待する。 ・子育て世帯への経済的負担軽減施策の拡充 学校給食費の無償化、医療費補助の対象年齢の引き上げ、育児用品や学用品への補助金制度の導入など、具体的な経済的負担軽減施策を検討してほしい。これにより、子育て世帯の生活がより安定し、安心して子育てができる環境が整うと考える。	貴重な意見として承ります。
92	ご意見	入間市子ども計画は所沢市子ども計画と比較し、以下の点が足りていない。 ・計画の進行管理と推進体制 所沢市の計画では、計画の進行管理や推進体制について具体的な記述がある。計画の実効性を高めるためには、進行管理や推進体制に関する具体的な方策を明示することが重要である。	第6章（67ページ）において、進行管理体制である「入間市子ども・子育て審議会」と「入間市子ども計画策定・検討委員会」について追記しました。
93	ご意見	入間市子ども計画は所沢市子ども計画と比較し、以下の点が足りていない。 ・計画の点検・評価の仕組み 所沢市の計画では、計画の点検・評価について具体的な仕組みが記載されている。計画の進捗状況を適切に把握し、必要に応じて見直しを行うためには、点検・評価の仕組みを明確にすることが必要である。	第6章（67ページ）において、点検・評価の実施体制や結果の公表について追記しました。
94	ご意見	入間市子ども計画は所沢市子ども計画と比較し、以下の点が足りていない。 ・地域社会全体での支援体制の明確化 所沢市の計画では、地域社会全体で子どもを育てるという共通認識のもと、さまざまな主体の参画と連携を強調している。地域社会全体での支援体制を強化するため、地域住民や団体、企業との連携を具体的に示すことが望まれる。	本計画の基本理念でも、子どもや子育て家庭を地域全体で支えることの重要性に言及しています。また、地域の団体や子育て施設との連携等が特に必要な場合は、事業や施策の説明の中でも言及しています。
95	ご意見	入間市の子ども計画は所沢市の子ども計画と比較し、以下の点が足りていない。 ・多様な家庭のニーズに応じた柔軟な保育サービスの提供 所沢市の計画では、多様な家庭のニーズに応じた柔軟な保育サービスの提供が強調されている。多様な家庭のニーズに対応するため、柔軟な保育サービスの提供に関する具体的な施策を計画に盛り込むことが望まれる。	一時預かり事業などが含まれている地域子ども・子育て支援事業については、第5章で掲載しています。
やさしい版・もっとやさしい版			
96	ご意見	学校端末をパソコンにしてほしい。	貴重な意見として市内で共有させていただきます。
97	ご意見	やさしい版は、見やすくとめられていて、入間市がほかの市よりも良い入間市になったら良いなと思うことができた。 もっとやさしい版は、振り仮名が書いてあって1年生でも読めるため良いと思った。	引き続き、分かりやすい計画書にできるように工夫していきます。
98	ご意見	とても良いと思った。	引き続き、分かりやすい計画書にできるように工夫していきます。

上記のほか、パブリックコメントの際に公表した内容から変更する箇所	
1	第4章において、「妊婦支援給付金の支給」を追加しました。
2	第5章において、乳児等通園支援を位置づけました。
3	第5章において、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）と産後ケア事業の量の見込みと提供体制の確保の内容を追加しました。